

朝日町農業委員会議事録

1 開催日時 令和8年2月6日(水)午後3時00分～午後3時30分

2 開催場所 朝日町役場 2階 第4会議室

3 本委員会に出席した委員(13名)

農業委員		
1番	大森	憲一
2番	山岡	知博
3番	弓野	良子
4番	青木	清美
5番	水島	英樹
6番	大濱	秀弥
7番	折谷	秀幸
8番	荒尾	和彦
9番	高嶋	香織
10番	清水	智也
11番	中野	義博
12番	清水	正雄
13番	大森	裕一

4 本委員会に欠席した委員(1名)

農業委員		
14番	石原	孝之

5 説明者 農業委員会 事務局長代理 坂口 寛
事務局長 永口 拓樹

6 本委員会に付議された議案等の件名

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
- (2) 議案第2号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域への編入に関する件
- (3) その他

7 会議の内容

事務局 本日は、お忙しい中ご出席を賜りありがとうございます。
ただ今から、2月の農業委員会定例会を開会いたします。
それでは、はじめに、荒尾会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (あいさつ)

会長 それでは、これより、2月の農業委員会会議を開催いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第19条第2項の規定により12番 清水 正雄 委員、13番 大森 裕一 委員を指名します。

それでは、これより、議案に移ります。

会 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」を上程いたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 皆様、お疲れ様です。

どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」について、ご説明いたします。

議案書は、1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、意見を求めます。

令和8年2月6日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

今回の申請の概要ですが、許可申請件数は2件で、申請面積は12,824.00㎡です。

続いて、各申請についてご説明いたします。

1番 譲受人は朝日町下山新〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

1番 譲渡人は朝日町下山新〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

申請農地は朝日町高橋〇〇〇番外1筆、地目は田、2筆、合計3,124.00㎡です。

権利の設定としては、「譲受人の要望による」となります。

清水正雄委員、山岡知博委員より、意見書をいただいております。

2ページをご覧ください。

申請地は、大家庄地区、高橋地内、譲受人の自宅から約1.1km圏内の距離に位置しております。

次に、許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、申請地は譲受人が管理・耕作しており、今後も適正に管理・耕作されるものと思われます。

農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、譲受人は同集落内で問題なく、管理・耕作してきていることから、周辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないものと思われます。

また、農地法の改正による追加要件につきましても、確認しております。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと思われます。

議案書1ページをご覧ください。

2番 譲受人は朝日町殿町〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

2番 譲渡人は朝日町殿町〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

申請農地は朝日町殿町〇〇〇番外3筆、地目は田、4筆、合計9,700.00㎡です。

権利の設定としては、「譲渡人の要望による」となります。

中野義博委員、青木清美委員より、意見書をいただいております。

2ページをご覧ください。

申請地は、山崎地区、殿町地内、譲受人の自宅から約200m圏内の距離に位置しております。

次に、許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、現在譲受人は同集落内で耕作しており、申請地についても、現在耕作している農地の隣接地でもあることから今後も適正に管理・耕作されるものと思われま。

農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、譲受人は同集落内で問題なく、管理・耕作してきていることから、周辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないものと思われま。

また、農地法の改正による追加要件につきましても、確認しております。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと思いま。

議案第1号は以上でございます。

よろしく願いいたします。

会 長 議案第1号の1番につきまして、審議したいと思いま。
清水正雄委員から意見をお願いしま。

清水委員 申請農地については、これまでも適正に管理されており、耕作放棄地になっていないため問題ないと思いま。

会 長 次に、山岡委員から意見をお願いしま。

山岡委員 清水委員から説明のあったとおりであり、問題はないものと思われま。

会 長 議案第1号の1番につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の1番は申請どおり許可いたしま。

会 長 議案第1号の2番の議案につきまして、審議したいと思いま。
中野委員から意見をお願いいたしま。

中野委員 譲渡人は、体調がすぐれず農業をやっていない状態と伺っている。
譲受人は同集落内で農業をやっておられ、今後も適正に管理・耕作されていくことが見込まれるため問題ないものと判断しま。

会 長 次に、青木委員から意見をお願いしま。

青木委員 中野委員から説明のあったとおりであり、問題はないものと思われま。

会 長 議案第1号の2番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の2番の議案につきまして申請どおり許可いたします。

会 長 議案第2号「農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域への編入に関する件」を上程いたします。

事務局より説明願います。

事 務 局 それでは、3ページをご覧ください。

議案第2号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域への編入に関する件

次のとおり農用地区域への編入願いがあり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、朝日町長から意見を求められておりますので、審査願います。

令和8年2月6日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾 和彦

議案第2号です。

編入は、いわゆる農振除外の反対の意味で朝日町の農業振興地域の農用地として位置づけるものであります。

今回の編入につきましては、山崎地区の殿町地内において実施されている県営農地整備事業 殿町東部地区に賛同するにあたり、編入願が提出されたものであります。

願出者は、下新川郡朝日町殿町〇〇〇〇 〇〇 〇〇さんほか19名であります。

申請地は、朝日町殿町〇〇番〇外55筆、16, 192. 43㎡です。

内訳は田44筆、13, 782. 91㎡、畑1筆、145㎡、山林2筆、251㎡、雑種地1筆、67㎡、溝敷（用悪水路）1筆、9. 91㎡、宅地7筆、1, 936. 61㎡です。

申請内容は、県営農地整備事業の実施に賛同するにあたり、編入するとされております。

この事業は、国の補助金等を活用して基盤整備事業を実施するにあたっては、その農地等が農業振興計画に位置付けられた農用地区域になっていることが要件であることから、今回の編入申請に至ったものであります。

位置については、5ページと別紙位置図をご覧ください。

5ページについては、殿町東部の全体計画範囲の現況図となっております。

別紙位置図の赤丸で囲んである部分が今回新たに願出が出された箇所になります。

願出地の位置は、殿町地内で、町道山崎南保線（スーパー農道）より大家庄地区柳田集落側で殿町集落と二級河川小川の間位置しております。

当該土地改良事業は、令和8年度以降測量に入ることとされております。
願出地の所有者が当該事業に賛同されたため、事業対象に追加されるものです。

いずれの願出地も、10ha以上の広がりのある農地の一部であり、農振法に定める整備計画の基準に該当するものであり、編入は問題ないと思います。

以上、農用地区域への編入に関する件といたしまして、1件 56筆、
16,192.43㎡ となります。

会 長 ただ今、説明ありました議案第2号の議案につきまして、審議したいと思います。
ご意見及びご異議はありませんか。

会 長 位置図を見ていると、道路と道路や家と家の間に挟まれているように見える対象地
が一部あるが、これも一区画になるのか？

事 務 局 基盤整備計画としてある形と連坦した形となる。
今回の申請は、集落の背後地で、その周辺が宅地の多い部分となっている。

清水委員 集落の中にある畑も入れたのか？

事 務 局 そのとおりです。

会 長 その他、ご意見及びご異議はありませんか？

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、当委員会からは「異議
なし」で、町に対し報告をいたします。

会 長 予定しました議案等につきましては、以上で終了いたしました。
続いて、その他に移ります。
事務局から何かありませんか。

事 務 局 次回開催日について…3月5日（木）16：00～

会 長 そのほかに意見はありますか。

(意見なし)

会 長 それでは、特に意見もないようですので、以上を持ちまして2月の農業委員会定
例会を閉会いたします。
皆様、お疲れ様でした。

・午後3時30分に閉会する。

この会議録は、内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和8年 月 日

朝日町農業委員会議長 荒尾 和彦

会議録署名委員

会議録署名委員